

議案第 号

知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日提出

知立市長

知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

知立市附属機関の設置に関する条例（平成26年知立市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

市長	知立市 立地適正化計画策定委員会	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 都市計画、都市交通又は福祉の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) 市農業委員会の委員 (6) その他市長が必要と認める者	2年
	知立市 総合公共交通会議	(1) 地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を調査審議すること。 (2) 地域公共交通	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 都市交通又は福祉の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 市民	2年

		の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画に関し必要な事項を調査審議すること。		(5) 関係行政機関の職員 (6) 市の職員 (7) その他市長が必要と認める者	
--	--	--	--	--	--

」を

市長	知立市 立地適正化計画策定委員会	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 都市計画、都市交通又は福祉の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) 市農業委員会の委員 (6) その他市長が必要と認める者	2年
----	---------------------	--	-------	---	----

」に改

める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年知立市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

立地適正化計画策定委員会委員

総合公共交通会議委員

」を

「

立地適正化計画策定委員会委員

」に改

める。

#### 提案理由

この案を提出するのは、市の附属機関から知立市総合公共交通会議を廃止するため必要があるからである。